

健康まちづくりフォーラム規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、健康まちづくりフォーラム（以下「フォーラム」という。）と称し、運営事務局を一般社団法人生涯健康社会推進機構（以下「運営者」という。）内に置く。

2 運営事務局の事務局長は運営者事務局長をもって充て、運営事務局を統括する。

3 運営事務局の事務局員は運営者並びに一般社団法人構想日本（以下「JI」という。）の職員のうち、事務局長が指名するものをもって充て事務局長を補佐する。

(目的)

第2条 フォーラムは、住民の健康寿命の延伸を図ることを目的として地方自治体が行う健康増進施策等の課題（以下「課題」という。）について、会員相互の協力と連携により、企業リソースを活用して効率的に解決するための方策を考え、実行するために会員相互の連携を促進し、必要な機能を提供する。

(用語の定義)

第3条 本規約に定める用語の定義は、次のとおりとする。

(1) プラットフォーム

次の機能を持つ活動等をいう。

ア 地方自治体の課題、それを解決するために有効な企業リソース、課題解決取組事例などを会員に限り閲覧できるウェブサイトの運営

イ ウェブサイト上の情報に関する質問への対応等、会員相互の情報交換等の支援

ウ 課題解決のための自治体会員と企業会員等の相互の紹介支援及び個別課題解決提案

エ 課題解決のための自治体会員の計画策定等個別支援

(2) 自治体会員

会員のうち、都道府県、特別区及び市町村をいう。

(3) 企業会員

会員のうち、営利を目的とした法人及び団体等をいう。

(4) その他会員

会員のうち、一般社団法人、特定非営利活動法人、その他の非営利法人及び団体等をいう。

(5) 企業会員等

企業会員及びその他会員をいう。

第2章 会員

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同し、運営事務局が入会を認めた者とする。

2 すべての会員は、フォーラムの機能を積極的に活用する権利を有する。

3 すべての会員は、フォーラムの目的を理解し、本規約を遵守するものとする。

4 会員は、自治体会員、企業会員及びその他会員とする。

(入会)

第5条 フォーラムに入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式1）を運営事務局に提出し、事務局長から入会の承認を受けなければならない。

2 前項の入会の承認を受けた日をもって、入会の日とする。

(退会)

第6条 フォーラムを退会しようとする者は、退会予定日の30日以上前に退会届（別紙様式2）を運営事務局に提出し、事務局長から退会の承認を受けなければならない。

2 前項の退会の承認を受けた日をもって、退会の日とする。

3 事務局長は、第1項の退会によりフォーラムに著しい不利益が生じると予想される場合に、当該不利益が生じると想定される状態が解消されるまでの間、退会予定日を延期することができる。

4 事務局長は、会員が本規約に違反していると認められる場合及び会員の過失等によりフォーラムに不利益が生じた場合に、当該会員を退会させることができるものとする。

第3章 運営

(会費)

第7条 企業会員は、別途入会申込書に記載した会費を運営者が指定する方法により運営者の指定する口座に納入するものとする。

2 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、4月末日までに納付するものとする。

3 前項の期間中に入会した者は、前項の規定にかかわらず、別途入会申込書に記載した会費に、入会した月から当該年度末までの月数を12で除した数を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）を当該年度分の会費として、入会した月の末日までに支払うものとする。

- 4 既に納付済の会費については、退会時期及び退会理由の如何を問わずこれを返納しない。

第4章 会員等の役割

(運営協力について)

- 第8条 運営事務局は、フォーラムの運営に関し、企業会員等に支援協力要請をすることができるものとする。
- 2 運営事務局は、自治体会員と企業会員等が相互に必要な情報を効率的に共有できるウェブサイトの運営に努めるものとする。

(自治体会員)

- 第9条 自治体会員は、企業会員等に対し、個別に課題を解決するための協議の要請をすることができる。
- 2 自治体会員は、自らの課題を積極的にプラットフォームに提供し、合理的に可能な範囲で運営事務局及び企業会員等の情報提供要請に応えるものとする。
- 3 自治体会員は、フォーラムのホームページや印刷物に自団体の名称や市町村章等、自団体を識別するものを掲出することについて無償で承諾する。
- 4 自治体会員は、総会（別表に定義を記載）に参加することができる。

(企業会員等)

- 第10条 企業会員は、別表の会員区分の中からいずれかを選択して入会する。
- 2 企業会員等は、前条第1項の要請に応えることができる。
- 3 企業会員等は、登録可能な企業リソースをプラットフォームに提供し、合理的に可能な範囲で自治体会員及び運営者の情報提供要請に応えるものとする。
- 4 企業会員等は、第9条第1項の要請に合理的に可能な範囲で応えるものとする。
- 5 企業会員等は、フォーラムのホームページや印刷物に自社の社名や団体名、ロゴを掲出することについて無償で承諾する。
- 6 企業会員等は、運営事務局と連絡を密にし、運営事務局や他の企業会員等と連携して、課題解決に当たるものとする。

第5章 企業会員に対して提供するサービス

- 第11条 フォーラムは、企業会員に対し、別表記載のサービスを提供する。

第6章 補則

(反社会的勢力の排除)

第12条 会員は、入会時及び将来にわたって次の各号に違反しないことを確約する。

- (1) 自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これに準ずる者)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力が自らの経営・運営を支配していないこと。
- (3) 反社会的勢力が自らの経営・運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (6) その他、役員等又は経営・運営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、フォーラムに入会する者でないこと。
- (8) 自ら又は第三者を利用して、フォーラム又はその会員に次の行為をしないこと。

ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 会員が前項に違反していると認められる場合には、運営者からの是正措置の要求その他何らの通知を行うことなく、ただちに会員資格を喪失するとともに、当該違反によってフォーラム又は会員が被った損害を賠償する責任を負うものとする。この場合、会員資格を喪失した者は、フォーラム又は会員(これらの役員、従業員を含む。)に対し、なんら請求を行うことはできず、これに異議を唱えないものとする。

(免責)

第13条 フォーラムの活動として発信する情報等を、会員等が第三者等に対して使用した結果生じた損害については、フォーラムは、合理的な範囲で紛争解決に協力するが、一切の責任を負わないものとする。

- 2 フォーラムは、名称及び本規約の変更又はフォーラムの解散などにより会員に損害が生じたとしても、その責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第14条 会員は、フォーラム又はその活動に関して取得した情報(個人情報を含む)及びフォーラムの会員たる地位に基づき若しくは本規約に基づき付与

された権利の行使により取得した情報を、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとし、また、かかる情報を本規約に定められる目的以外のために使用してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、個人情報を除き、取得時に既に公知であったもの、取得時に当該会員等が既に保有していたもの、当該会員等が取得した後に当該会員等の責に帰すべき事由によらず公知となったもの、当該会員等が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したものと及び当該情報の提供者が開示することを承認したものは、適用しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会員等は、適用法令、行政庁又は裁判所により開示することが要請される場合、当該要請に応じ、必要な範囲で情報を開示することができる。
- 4 会員等は、その役員及び従業員をして、本条に規定する義務を遵守させるものとし、会員等の役員又は従業員による義務の違反は、当該会員等による義務の違反とみなす。
- 5 会員等が故意又は過失により本条に違反してフォーラム又は他の会員等に損害を与えた場合には、当該会員等はその損害を賠償するものとする。
- 6 本条の規定は、フォーラム退会後もその効力を有するものとする。

(規約の変更)

第15条 規約（別表を含む）の変更が必要になった場合、運営者は変更の2か月前までに会員全体に対してその変更内容を告知したうえで、変更できるものとする。

(附則)

本規約は、2022年6月24日から施行する。

2023年6月21日に、第1回目の改定を実施する。

2026年4月1日に、第2回目の改定を実施する。

(別表)

企業会員の会員区分及び各サービス内容

	1号会員	2号会員	3号会員	4号会員 (起業5年未満の企業のみ 選択可)
総会 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・4名まで参加可能 ・自社紹介資料の配布可能 ・登壇のうえ自社取り組みを紹介する権利あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2名まで参加可能 ・自社紹介資料の配布可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名まで参加可能 	
ピッチ (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加可能 ・提案可能 (フォーラムによる提案サポートあり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・参加可能 ・提案可能 	
個別支援 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・案件化に関するご支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体会員のご紹介 	—	
情報ツール (※4)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員専用データベースの利用可能 ・オウンドメディアへの掲載 (優先掲載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員専用データベースの利用可能 ・オウンドメディアへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員専用データベースの利用可能 	

※1：総会とは、全会員を対象に、関係性構築と事例共有を目的とした一同に会すイベントをいう。

※2：ピッチとは、自治体が提起する課題に対し、企業会員がそのソリューションを提案するイベントをいう。

※3：個別支援とは、フォーラムが企業会員に対し提供する、上表「個別支援」欄記載の個別の各業務をいう。なお、支援内容の詳細は、フォーラムが別途定めるサービス要項に規定するとおりとする。

※4：情報ツールとは、フォーラムが企業会員に対し提供する、会員間の交流等を促進するツールをいう。